

平成24年第2回定例会

平成24年 11月14日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 2 4 年 1 1 月 1 4 日

議事日程

- 第 1 議員辞職の報告
- 第 2 新議員の紹介
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会期の決定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 管理者発言
- 第 7 報告第 2 号 資金不足比率の報告について
- 第 8 議案第 6 号 損害賠償の額の決定について
- 第 9 議案第 7 号 平成 2 4 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正
予算（第 1 号）について
- 第 1 0 議案第 8 号 平成 2 4 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設
事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 1 議案第 9 号 平成 2 3 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算
認定について
- 第 1 2 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設
事業会計決算認定について
- 第 1 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	神田和生君	2番	高桑藤雄君
3番	野口靖君	4番	大久保協城君
5番	渡辺新一郎君	6番	窪田行隆君
7番	渡辺徳治君	8番	山田朱美君
9番	佐藤淳君	10番	隅田川徳一君
11番	斉藤千枝子君	12番	櫛島道雄君
13番	大竹隆一君	14番	三島久美子君
15番	宮前俊秀君	17番	江原洋一君
18番	山崎恒彦君	19番	小屋淳君

欠席議員（1名）

16番	今井憲治君
-----	-------

説明のため出席した者

管理者	新井利明君	副管理者	宮前 歙十郎君
副管理者兼 病院院長	鈴木 忠君	監査委員	小手澤 治君
病院長補佐	石崎政利君	副院長	塚田義人君
附属外来 センター長	清水 透君	介護老人保健 施設長	田中壯侖君
経営管理部長	坂本和彦君	看護部長	五十嵐克子君
薬剤部長	田村昌行君	副診療支援 部長	田島信夫君
次長	黒澤美尚君	次長兼 安全管理室長	吉田賢治君
次長兼 医療情報課長	松田裕一君	参事兼 総務課長	島崎 泰君
用度施設課長	三浦真二君	地域医療 連携課長	横坂政彦君
企画財政課長	高柳和浩君	外来センター 事務統括	松原久雄君
しらさぎ 管理課長	五十嵐良宣君		

開会のあいさつ

議長（渡辺新一郎君） 皆さん、こんにちは。

本日、平成24年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席いただきまして開会できますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されるものは、報告1件と平成23年度病院事業会計決算認定他4案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことにふなれな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いたします。

開会及び開議

午後1時30分開会

議長（渡辺新一郎君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成24年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

第1 議員辞職の報告

議長（渡辺新一郎君） 日程第1、議員の辞職報告を行います。

去る5月25日、藤岡市選出の吉田達哉君より一身上の都合により辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたから、報告いたします。

第2 新議員の紹介

議長（渡辺新一郎君） 日程第2、新議員の紹介をいたします。

日程第1の報告に伴いまして、このたび平成24年6月26日付で藤岡市より斉藤千枝子君が当選されましたので、紹介いたします。

第3 議席の指定

議長（渡辺新一郎君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。
11番、斉藤千枝子君と指定いたします。

この際、斉藤君の自己紹介を許可いたします。斉藤千枝子君。

議員（斉藤千枝子君） 藤岡市の斉藤でございます。よろしくお願いいたします。

第4 会期の決定

議長（渡辺新一郎君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

第5 会議録署名議員の指名

議長（渡辺新一郎君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。4番、大久保協城君、15番、宮前俊秀君を指名いたします。

第6 管理者発言

議長（渡辺新一郎君） 日程第6、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

病院事業につきましては、昨年は東日本大震災による計画停電などの影響もありましたが、今年度はその影響も解消され、病院・外来センター事業ともに順調に推移しております。

さて、本議会に提案いたします案件は、報告1件、組合各事業の平成23年度決算等の議案5件の審議及び決定をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

第7 報告第2号

議長（渡辺新一郎君） 日程第7、報告第2号、資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 報告第2号、資金不足比率の報告につきまして提案理由

の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、去る8月20日、小手澤、山田両監査委員の審査をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

まず、病院事業会計の資金不足比率であります。流動資産が51億103万7,000円、流動負債が6億6,889万3,000円、差し引き剰余額が44億3,214万4,000円となっており、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されません。

次に、介護老人保健施設事業会計であります。流動資産が1億3,224万5,000円、流動負債が1,165万5,000円、差し引き剰余額1億2,059万円となっており、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されません。

今後も資金不足額が生じないよう健全な運営を目指し、努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（渡辺新一郎君） 資金不足比率審査意見の報告を求めます。監査委員。

監査委員（小手澤治君） 平成23年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の資金不足比率につきまして、審査の結果を監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月20日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の1項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成23年度資金不足比率につきまして審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数値は正確であり、両事業ともに資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、まことに簡単ではございますが、審査の報告とさせていただきます。

議長（渡辺新一郎君） 審査意見の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号について報告を終わります。

第8 議案第6号

議長（渡辺新一郎君） 日程第8、議案第6号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第6号、損害賠償の額の決定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件患者は、平成22年2月、産婦人科病棟にて出生、新生児重症仮死状態のため、専門病院へ転院となりました。

その後、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能を併せもつ産科医療補償制度の対象に認定され、補償金の支給が開始されましたが、平成24年2月に同制度の原因分析委員会報告書で、脳性麻痺発症の原因として、分娩胎児モニター上の高度遅発一過性徐脈出現に対する対応及び処置が適切でなかったと指摘されました。

また、同年5月に専門医により低酸素性虚血性脳症・重度1級の痙性四肢麻痺の後遺症と診断されました。

これらの結果を踏まえ、親権者に対して病院の過失に対する謝罪及び説明を申し上げるとともに、賠償責任について話し合いを進めてまいりましたところ、10月に賠償金9,960万円で承諾を得たものであります。

なお、この損害賠償金につきましては、医師賠償責任保険により、保険会社から同額が病院事業会計に支払われる予定であります。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。棚島道雄君。

議員（棚島道雄君） これではわからない部分があるのでちょっと質問させていただきます。

額の大きさからして、過失の大きな事故だったと思うんですけれども、これでちょっとわかりにくいのは、今後の治療費も発生すると思うんですけれども、今後の治療費に対してはどういうふうなことになっているのか。

また、この額の大きさからして、かなりの大きな部分で過失があったということだと思ってしまうんですけれども、これだけ大きな過失ということで、大変言いにくいんですけれども、担当医に対しての処分はどういうふうになっているのか。

また、この過失割合は10、0なのか、あるいは9、1とか、8、2とか、そういった過失割合はないのか、その3点をお願いします。

議長（渡辺新一郎君） 安全管理室長。

安全管理室長（吉田賢治君） それでは、まず第1点の質問にお答えさせていただきます。

過失の大きさ云々というお話の中で、今後の治療費ということでございますけれども、これについては症状固定という段階を踏まえて、後遺症の診断後の

和解のご案内をさせていただいておりますので、発生する内容とすれば、今後の介護費用ですとか、そういうものを含んでございます。

第1点目については以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 梶島議員。

議員（梶島道雄君） そうすると、この9,900万という金額は、これ以降は発生しないという判断でいいんですか。9,900万という金額から今後の、さっき言った治療といいますか、そういったものは発生しないという判断でいいですか。

議長（渡辺新一郎君） 安全管理室長。

安全管理室長（吉田賢治君） 和解前提のお話ですので、今後の損害賠償はこれで終了ということになります。

議長（渡辺新一郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） この過失を犯した医師の処分という質問だったと思います。

まず、これに関しては、医師に対して処分はしておりません。この医療過誤はいろいろ判断が分かれるところでありまして。そして、ちょっとしたミスが重大な結果を起こしたと、過失が大きいから重大な結果をもたらすというものではありません。

新生児の医療においては、過失そのものは軽度であっても、もたらした結果が重大になるということでありまして。そして、新生児の場合は、当然、一生にわたるものでありますから、その損害賠償額は大きくなります。

そして、重症新生児仮死で出生したわけですが、その原因としては、この胎児分娩モニターでの高度遅発一過性徐脈、これに対して急速遂娩、急速に胎児を娩出させる必要があったものに対して、その判断がおくれ、そしてその結果、分娩した児が重症新生児仮死となって脳性麻痺が後遺症として残ったということでありまして。

この医師は当院を退職し、他の医療機関で勤務しているところでありまして。以上です。

（発言の声）

議長（渡辺新一郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） これはいろいろ微妙なところの判断であるので、総合的には産科医療補償制度の審査によって、病院側に手落ちがあるというふうに判断されましたけれども、これはその医師個人その者が全部過失があったというふうには判断しておりません。しかし、起きた結果に対しては、当然責任があるので、それに対して賠償をしたいということでありまして。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 他に質疑ございますか。大久保協城議員。

議員（大久保協城君）　　今、病院長のほうから若干の答弁もあったんですけれども、少しかぶるかもしれませんが、幾つか教えていただきたいと思います。

ここにいる病院議会の議員のほとんどは、医療行為等々について専門的な知識を持たない者が大半なんだと思うんですね。そういうことの中で、この脳性麻痺が発症した原因として低酸素性虚血性脳症があった、あるいは高度遅発一過性徐脈が出現したと、ここら辺のことについてもう少し患者さんにでも説明するように、どういうふうな状況の中で、どういうことでこの事故が起きたのか。そのことによって、どういった症状なのか、もう少しかみ砕いてご説明をいただきたいと思います。

議長（渡辺新一郎君）　　病院長。

病院長（鈴木忠君）　　対象となった児の母親は経産婦でありました。経産婦であるというのと、通常は分娩が普通に進むというふうに考えておりますけれども、この母親では、かなり陣痛が始まってから陣痛が弱く、分娩が遷延したということです。現在では、分娩経過中に児の心拍数をモニターしておりますが、胎児の心拍数が非常にゆっくりしてきたということでありまして。ゆっくりしてきたということは、中の胎児が低酸素に陥っているという一つのサインであります。

こういうことは、子宮収縮に伴って当然起きます。ただその出現の様子が高度の徐脈であり、通常の一過性にすぐ回復するものとは違って、早急に胎児を帝王切開なり急いで娩出させるということが必要という状態であったものであります。

それに対する急速遂娩、この例は経膈分娩で児は産まれたんですけれども、それがおくれてしまったということです。その結果として、産まれた児は呼吸を停止し、そしてその後に心拍停止というような状況になりました。ただちに蘇生術を行って心拍が再開し、呼吸も再開したわけですが、そのときの脳虚血が非常に高度であったために、重大な後遺症が発生したということでありまして。

以上であります。

議長（渡辺新一郎君）　　大久保協城議員。

議員（大久保協城君）　　医療のことですから、専門的な言葉を交えないといろいろと説明もできないんでしょうけれども、聞いていてもいまひとつつかみづらいところがあります。でもおおよそこんなことだったんだらうなというふうなことは想像がつくわけなんですけれども、この一過性徐脈というものについては早期であったり、遅発であったり、変動であったりというふうな、そういういろんなパターンがあるようですね。

そういった中で、今回の高度遅発一過性というものがどういう処置をしなければならなかったかというのは、もちろんその現場でもって先生たちは当然心

得ていたんだと思うんですね。その際に、そういったことを監視すべくモニターが設置されていて、胎児の状態を常に把握しているようなそういう状況の中で、こういった処置がされているはずですよ。

そうすると、こういった事故が起きたことに何かしらの原因が当然あるんだと思うんです。その原因は何だと把握しておられますか。

議長（渡辺新一郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） お答えいたします。

胎児の心拍数をモニターしているわけです。そして同時に母親の子宮収縮の収縮度をあらわすものをモニターしているわけです。これはもう通常すべてそういうモニターをしているわけです。そのモニターにあらわれているものの解釈が誤ったということでもあります。

いろいろなパターンが来るんですけども、やはり専門家が見ると、その胎児のモニターの判断は、後から全部見直してみると、その時点ですぐ手を打つべきであったという判断であります。残念ながら、当院の産科のチームにおいては、その判断がおくれてしまい、しばらく時間がたったところで急速遂娩に踏み切るべきだという判断がなされて、そして対応したということでもあります。

そのことに関して、やはり新しい医師もいますので、それから助産師も含めて、その後の再発の防止策としては、全員にこの胎児分娩モニターを新しいガイドラインに沿ってきちっと理解するようなことを徹底して、再発防止に努めているところであります。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 大久保協城議員。

議員（大久保協城君） 明らかに人的ミスの要因が強いのだろうなと。そういうことの中で、こういった賠償責任が生じてきたんだろうということは、今回のことではっきりするわけなんですけれども、病院にかかっておめでとうございませうと言えるところはまさにここしかなくて、どの医療が大切で、大切じゃないかというのは、それは皆人命にかかわることですからどれも皆大切なんですけれども、元気な赤ちゃんが産まれてきてほしいということが、一転して最悪の事態になって退院していく。

今回、この方は障害を持ったまま、これからずっとこのことを背負って、家族も行かなくちゃならないわけですよ。当然この病院に対しての憎しみとかもあるでしょう。ぜひこういった事故がないように、人的ミスがないように努めていただきたいと思います。答弁は結構です。

議長（渡辺新一郎君） 他にご質疑ありますか。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 議案第6号の関係なんですけれども、先ほど大久保議員のほうから原因の究明、それから今後の防止対策等について質問があって、るるお答えい

ただいたんですけれども、私も親権者の思いみたいなものを考えると、本当に残念だったなと。残念という言葉じゃ済まないんでしょうけれども、本当に残念の一言なんでしょうね。

この中で、産科医療補償制度、この制度を私、よく理解していないんですけれども、まずこれがどういうことだったのか。

それから、当然この後出てくる補正1号でこの部分の補正が出てくるんだと思うんですけれども、当病院が入っているこういったことに対応する保険ですか、この辺の内容はどうなっているんでしょうかね。

それと、私は個人的には親権者の思い等を考えると、1億弱のこれで納得をさせていただいたということなんでしょうけれども、私個人の心情とすれば、私が逆の立場だったらとっても納得できないなという思いが率直にあります。

したがって、いろんな過去の裁判の判例等があるんでしょうけれども、これは過去の裁判の判例等に照らし合わせて妥当な金額だったんでしょうか。

議長（渡辺新一郎君） 安全管理室長。

安全管理室長（吉田賢治君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点、産科医療補償制度についてご説明をさせていただきます。

この制度の運営組織につきましては、公益財団法人の日本医療機能評価機構、厚生労働省の所管でございますが、そちらのほうを司っております。

制度の内容につきましては、まず分娩に係る医療事故——これは過誤を伴うもの、伴わないもの含めてですけれども——により、脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するという第1点。

続きまして、事故原因の分析を行って、将来の同種事故の防止に資する情報を提供するという第2点。

第3点目として、紛争の防止、早期解決、産科医療の質の向上ということを図ることを目的でつくられております。

また、補償の対象につきましては2点ございまして、出生胎児が2,000グラム以上かつ在胎週数33週以上、今回のケースは3,000を超えておりました、38週を超えておりますケースでございます。

もう1点ですが、身体障害者等の等級ですが、これについては1もしくは2級の重度の脳性麻痺の重傷者ということになってございます。

そして補償内容ですけれども、認定になりますと、限度額として3,000万円までの給付ということになりますけれども、準備一時金として、1回でございますけれども600万、さらに補償分割金ということで、これ成人までで20回ですね、120万ずつ定期的に毎年給付されるという形です。

補償の申請ですけれども、児の満1歳の誕生日から5歳までとなっておりますが、今回のケースと同様なんです、極めて重症というケースであれば、診

断の結果、生後6カ月以降で申請が可能ということに、今回の事案につきましても6カ月を経過しました時点で、親権者のほうから申請のお話が出てきております。

ちなみに、3番目のご質問とかぶるところもあるんですけども、機構のほうの発表では、平成21年度制度開始以降、平成24年の9月までになりますけれども、全国で約380件の重度脳性麻痺事例の補償対象として認定がなされている状況でございます。それに伴いまして、補償金の支払いが発生しております。また、それに伴いまして、約180件の原因分析の報告書が送付されているという状況でございます。

また、裁判等の事例のお話ございましたけれども、本件は訴訟のほうには至っておりませんが、全国的な事例の中には過去の事例を見ますと、全国的な市民病院さんの事例ですけれども、私どもで把握している中では訴訟等を経由しておりますけれども、1億3,000万ですとか、1億4,000万ですとかいう数字は出ております。ただ結論までに4年、5年という年数はかかっている状況ではあろうかと思えます。

あと、医師賠償保険についてご説明いたします。

当院、外来センターも含めてでございますけれども、医師賠償保険に入っております。内容につきましては、医師賠償、これは対人1事故1億円、対人保険期間中3億ということでございます。

それから、医療施設について同様に加入しておりまして、対人1名1億円、対人1事故20億円、外来センターについては2億円という内容でございます。対物については2,000万円。

さらに、医師だけなんですけど、勤務医師の包括担保の特約も入ってございまして、対人1事故1億円、保険期間中3億という内容でございます。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 産科医療補償制度、そうすると、これが当初支払われていたということなんですから、当然この中で、いわゆるその制度は国が補償するということなんです、いろいろ子どもを産むことに対してのリスクに対して、不可抗力というんですかね、そのリスクに対して国がある程度補償しましょうという制度だというふうな説明なんですから、したがって、この部分のところで支払われたという報告ですから、この部分でどの程度の支払いがあったんでしょうか。

それから、ものによっては1億数千万だとかいろいろということなんですけれども、保険の上限は1名に対して1億という説明ですよ。1事故に対してだとか1名に対してだとかという、その辺の区別がよくわからないんです。

けれども、一度に何人も医療過誤でそういうことが起きる可能性があるのかというふうにも解釈できるんですけども、一般的にはそれは当然1名に対して。そうすると上限が1億で、過去のいろんな裁判の判例等だと当然1億も超える事例もありますよね。

したがって、ではこの保険でこの病院はいいのかということも私は考えていたただきたいというふうに思うんですね。そりゃ事故のないのにこしたことはありませんけれども、先生方も神様じゃありませんから、たまたま間違いが起こることも100%否定できない。したがって、何で対応するのかというのは、当然保険で対応せざるを得ないんだなというふうに思います。

したがって、この保険の中身をいま一度見直すべきではないかというふうに考えるんですけども、その辺はどう考えているのでしょうか。

議長（渡辺新一郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 産科医療補償制度についてお答えします。

これは国、日本病院医療機構です。病院医療機構がその事務局となっていますけれども、これはあくまで保険会社がやっている事業であります。これはお産をする患者さんが、保険ですからその保険料を払って、補償する制度であります。

ですから、これは産科医療補償制度でこの患者さんに対して補償されましたけれども、これは産科医療においては過失があろうと過失がなくても、やはり重症脳性麻痺の児は産まれます。そういうことに対して、非常に親御さんに負担がかかるので、それを救っていかなければいけない、早期に救わなくちゃいけないと、そういう中でこういう制度が出てきたものであります。

ですから、原則として、その医療行為に過失があった際には産科医療補償制度では補償されません。ですから、産科医療補償制度でとりあえず支払われていたお金は、この損害賠償額で返還するという形をとることになります。

今回の事例は、全額産科医療補償制度で支払われた金額は、原則としてはそれは産科医療補償制度にお返しし、そして損害賠償として当院の医師賠償保険のほうからお支払いするということになります。

それから、これは医師賠償保険、今1件2億、そしてトータル3件までというような形がかなり一般的になってきております。そういうことを考えると、特に新生児にかかわる賠償額というのは非常に高額になります。そういうことからしますと、やはりこの辺の保険についても見直していこうというふうに現在のところ考えております。

あと、非常にこの件に関しては親御さんに申しわけない、本当に一生負荷を強いるような結果になりました。これは本当に起きた結果についておわびのしようもないし、これからのことを考えると、本当にお気の毒で申しわけないこ

とでありました。ただ、患者さんの親御さんとは非常につらいことであるんですけれども、わかっていただいて、そしてこの提示した額で納得していただいたということでもあります。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） そうしますと、残念なことにすべて病院側に責任があるということをお認めになったということなんですね。大事なのは、まず今後の防止対策、この辺をきちんと徹底してやってください。

それとあわせて保険ですか、この辺もきちんと見直していただいて、議会で報告するのを上限を上げましょうなんということを考えるよりは、もう少しきちんとこの辺の補償も制度としてこの病院で持っていくんだという認識のもとでやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（渡辺新一郎君） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、損害賠償の額の決定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第7号

議長（渡辺新一郎君） 日程第9、議案第7号、平成24年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第7号、平成24年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、議案第6号の医療事故に対する賠償金と医療機器整備補助金等の計上をお願いするものであります。

以上、まことに簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。

慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） それでは詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、まず第2条、収益的収入及び支出において議案第6号でご決定いただいた医療事故に係る賠償金9,960万円を計上するものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出において、補助金287万4,000円と医療機器購入のために建設改良費1,500万円の増額を計上するものです。

また、第4条におきまして、当初予算で計上漏れとなっていましたCTの更新と化学療法室の増築のため、借入れを予定している企業債の目的、限度額等を定めるものでございます。

以上、まことに簡単であります。詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（渡辺新一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、平成24年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第8号

議長（渡辺新一郎君） 日程第10、議案第8号、平成24年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第8号、平成24年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

第2条の収益的支出につきましては、今年8月に借用中の車両の自損事故に起因する修理費等の賠償金の支払いに伴い、雑損失の増額をお願いするものであります。

以上、まことに簡単であります。提案説明とさせていただきます。

慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては管理課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（五十嵐良宣君） 詳細についてご説明いたします。

第2条の収益的支出につきましては、第1款第2項事業外費用2,062万3,000円を賠償金支払いのため、雑損失63万円を増額し、2,125万3,000円とするものであります。

賠償の内容につきましては、しらさぎの里にて利用者のために開催しております納涼祭の準備の際に借用しました自動車の物損事故に伴う自動車及び構築物への賠償金であります。

内訳といたしましては、車両修理代57万242円、ブロック塀修理代5万2,500円、計62万2,742円となり、雑損失の増額補正をするものであります。

今後は、自動車事故防止のために職員に対し、さらなる注意喚起を行うとともに、利用者へのサービス低下を招かぬよう努力してまいります。

まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。

議長（渡辺新一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、平成24年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案

のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第9号

議長（渡辺新一郎君） 日程第11、議案第9号、平成23年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第9号、平成23年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年度は、附属外来センターを分離して以来、初めて公立藤岡総合病院、附属外来センター、訪問看護ステーションの3事業すべてで黒字となり、合計で3億7,683万円の純利益を計上し、公立藤岡総合病院、附属外来センターの繰越欠損金、訪問看護の繰越利益剰余金の合計で、23億1,576万円の未処理欠損金を平成24年度に繰り越しました。

しかし、今後の診療報酬改定いかんでは、再び経営状況が悪化することも想定され、病院を取り巻く環境は依然として厳しい状況になることも予想されます。

このような中、今後も地域の中核病院として、住民に安定した質のよい医療を提供するため、引き続き不足している診療科の医師の確保、経費の削減等に努め、病院の運営基盤を強化していきたいと考えておりますので、関係各位のご理解ご協力を心からお願い申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月20日、小手澤、山田両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦勞いただきましたことに感謝申し上げ、改めて御礼申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） それでは、詳細について公立藤岡総合病院から説明いたします。

患者状況ですが、入院患者数では年間11万6,270人、1日平均318人です。外来患者数につきましては、年間3万5,171人で、診療日数366日での1日平均は96人でした。

次に、収益的収入及び支出であります。

税抜き収入決算額は73億7,999万1,956円であります。その主なものは医業収益で71億3,547万9,265円であります。このうち入院収益は63億1,834万6,650円、外来収益では6億1,272万7,298円であります。その他医業収益では2億440万5,317円で、このうち救急他会計負担金は8,194万8,000円であります。医業外収益は2億4,451万2,691円で、その主なものは企業債利子などの他会計負担金として1億5,496万円、国県補助金4,862万1,768円であります。

次に、支出の税抜き決算額は71億8,159万4,297円あります。このうち医業費用では69億3,858万379円あります。

主な内訳としまして、給与費38億6,832万1,329円、材料費17億4,456万8,493円、経費9億1,267万3,197円、減価償却費3億7,829万4,615円あります。

医業外費用は2億3,807万8,279円で、その主なものは企業債の支払い利子で7,003万7,031円、消費税の費用化による雑支出で1億4,737万1,204円を計上したものであります。医業収支比率、総収支比率ともに102.8%で、1億9,839万7,659円の純利益を計上いたしました。

続きまして、附属外来センターの詳細について申し上げます。

患者状況ですが、外来患者数は年間18万5,987人、診療日数は244日で、1日平均762人でした。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は22億9,716万1,017円あります。その主なものは医業収益で21億9,984万1,217円あります。このうち外来収益は19億6,606万341円で、医業収益の89.4%を占めております。

その他営業収益は2億3,378万876円で、主なものは公衆衛生活動、医療相談等の健診関係であります。

医業外収益では9,731万9,800円で、その主なものは企業債利子の他会計負担金として6,740万7,000円あります。

次に、支出の税抜き決算額は21億4,618万8,856円あります。このうち医業費用で19億8,852万9,249円あります。

その主な内訳としまして、給与費6億9,888万6,287円、材料費5億4,089万7,469円、経費5億4,554万1,211円、減価償却費1億9,847万8,437円あります。

医業外費用は1億5,716万3,576円で、内訳としまして、企業債支払い利息が1億479万5,969円、消費税の費用化による雑支出が5,236

万7,607円であります。医業収支比率は110.6%、総収支比率は107.0%で、1億5,097万2,161円の純利益を計上いたしました。続きまして、訪問看護の詳細について申し上げます。

利用者状況ですが、年間8,045人、訪問日数244日で、1日平均33人でした。収益的収入及び支出で、税抜き収入決算額は7,258万2,936円であります。その主なものは、療養収益、利用料等の事業収益で、7,219万9,045円であります。事業外収益は、受け取り利息等で38万3,891円であります。

次に、支出の税抜き決算額は4,512万200円で、このうち事業費用が4,492万8,044円であります。

その主な内訳といたしまして、給与費4,076万4,688円、経費400万7,096円、減価償却費3万1,512円であります。

事業外費用としまして、19万2,156円で、消費税の費用化によるものであります。この結果、訪問看護は純利益2,746万2,736円を計上いたしました。

3事業合計で3億7,683万2,556円の純利益を計上し、公立藤岡総合病院及び附属外来センターの繰越欠損金24億6,481万4,261円、訪問看護の繰越利益剰余金1億4,905万2,670円、差し引き23億1,576万1,591円を欠損金として24年度へ繰り越すものであります。続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

税込み収入決算額は、第1款公立藤岡総合病院資本的収入では4億8,784万3,000円あります。内訳としましては、第1項の企業債元金の償還に対する他会計負担金で3億3,081万5,000円、第2項補助金で1億5,702万8,000円あります。

第2款附属外来センター資本的収入では1億2,997万円で、償還元金に対する他会計負担金であります。これに対して、資本的支出の税込み決算額は、第1款公立藤岡総合病院資本的支出が9億7,279万6,205円で、内訳としまして、第1項建設改良費で、器械器具購入費の3億9,253万8,552円、第2項企業債償還金で5億8,025万7,653円、第2款附属外来センター資本的支出では、第1項建設改良費で、器械器具購入費の771万4,245円、第2項企業債償還金2億205万9,357円あります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額、5億6,475万6,807円は、過年度分損益勘定留保資金5億6,393万752円、当年度分消費税資本的収支調整額82万6,055円を充てて収支の均衡を図りました。

以上、詳細についての説明を終わらせていただきます。

慎重ご審議いただきましてご決定いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

げます。

議長（渡辺新一郎君） 決算審査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員（小手澤治君） 平成23年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月20日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成23年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認め、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数値と同様でありますので、省略させていただきます。

平成23年度病院事業決算において、公立藤岡総合病院、附属外来センター、訪問看護の3事業ともに純利益が出ており、病院事業全体での純利益を計上しております。経営努力により改善されてきてはおりますが、依然として厳しい状況ではあります。

今後の病院事業には、地域中核病院としての使命を果たすことを第一に、さらなる経営改善を図り、経営の安定化を期待するものです。

以上、まことに簡単ではございますが、決算審査の概要についての報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（渡辺新一郎君） 決算審査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。大久保協城議員。

議員（大久保協城君） 総合的なこととなりますので、お答えいただきたいと思っておりますけれども、27ページの事業報告の中から何点か質問させていただきたいと思っております。

22年度に引き続いて、今年度も2名の医師の増員ができたというふうな報告があります。どの診療科の先生なのか、それと依然として常勤医がない診療科があるというふうなところで報告がありますけれども、そこら辺の詳細を説明いただきたいと思っております。

それと、総合病院と外来センターあわせてですけれども、あわせれば前年度よりも外来者数が増加したと。入院患者数も増加したと。全体で増加したことが黒字につながっているんだろなというふうなことが推しはかれるんですけども、訪問看護にあっても増加だったというふうな説明がされております。人口減少時代をまさに迎えた中でありながらも、高齢者比率は地域によって高まってくるんだというふうなところを示すような、そういう数字がここであからさまになっているのかなというふうな感じがしております。

今後、そういった時代背景の中で、どこに重点的に力を注いでいかななくちゃならないのか、病院の経営についてどういった体制で臨まれているかというのは、ある程度早い段階での計画が必要なんだろうなというふうなことも恐らく懸念されるんだと思います。そこら辺を含めて、何点かお答えをいただきたいと思います。

議長（渡辺新一郎君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 医師の2名増員の内訳につきましては、内科が1名、それと放射線科が1名、計2名ということになっております。

それと、常勤医のいない診療科ということで、耳鼻咽喉科でございます。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

今後の診療体制、病院の方向については、今現在、入院棟と外来センターが分離している状況の中、今回23年度の決算報告させていただきました、経営改善が順調に推移した結果、黒字決算となっております。ただ、これが永遠に続くというものではございません。診療報酬の改定、あるいは医療情勢の変化によりまして、それぞれに対応していかなければならないというふうに思っております。

今後、さまざまな角度から病院のあり方、あるいは病院の位置づけ、そういったものを検討しながら地域の住民の皆様方に継続的な医療が提供できるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 一部補足的なことを踏まえてお答えいたします。

これからの経営改善、その根幹は医師にあります。いかにして医師を確保するかということが経営を安定したものにするかということにつながるかと思えます。そのためには医師が働きやすい環境をいかにして確保していくか、そして若い医師が魅力を感じて当院に進んで来るような病院にするということでもあります。そのために、今後さらに計画を練っていきたいと思っております。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 医師や、また看護師の資質の向上というふうなところも書いてあります。ぜひ努力をさせていただきたいと思います。

看護師や医療技術者の確保というふうなところも図ってまいりたいというふうなところでもありますけれども、先月末に視察をさせていただいた病院でありますけれども、ここはグループとして看護学校も設置をされておりまして、その系列の病院にそれぞれ振り分けて看護師を確保しているんだというふうな、

そういった説明もありました。農協、JAの組合で経営している病院でありましたけれども、なるほどそういったことの取り組みも早いうちからされており、感心したところでもありますけれども、この病院にあっても、そういったところでいろんな工夫がされるんだと思うんですけれども、そこら辺について取り組み等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

看護部長（五十嵐克子君） お答えいたします。

藤岡地域にも藤岡准看護学校と、看護大学、医療福祉大学ができましたので、その学生との交流を今深めております。特に、老健施設等でもボランティア活動、入院、外来のところでも学生の実習だけでなく、ボランティア活動を通して一緒に交流することで当院の実態を理解していただきながら、当院がこの地域に根差した地域医療を目指して一緒に取り組むような体制づくりを今教務課と一緒に取り組んでいるところです。

今の視察のご意見も考慮しながら、さらに取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 当然そういうふうな答弁をいただけるんだろうなと期待もしておりましたとおりの答弁だったんですけれども、地元にあるそういう医療関係の学校に優先してここにというふうなわけにはなかなか行かないんだろうと思います。でもせっかく地元を学校を誘致していただいて、地元になじんでいただいて、この土地でまたその医療に従事していただけるのであれば、それはそれにこしたことはないんですけれども、市長さんにちょっとお伺いをいたします。そういったことで学校側とのコミュニケーション等々について、どんなふうなお話し合いがされているか、もしそこら辺でされているようなことがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（渡辺新一郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 看護部長のほうからもお答えしましたけれども、当然実習のほか、またボランティア活動ということで病院と交流を深めてもらっておりますが、またそのほかにも准看護学校ということの中で、この地域の中で勤めていただける、病院としては勤めていただくことが患者さんにとって非常にサービスの提供が高まるというふうに思っております。

また、経営上、7対1の看護体制の問題も含めてぜひ学校と交流を深めながら藤岡総合病院を選んでいただけるような、そういうようなことを考えていきたいなというふうに思っております。

また、市民代表のメンバー、また市役所のメンバー含めて大学と一緒に交流を深めようという協議会もできておりますので、そんな場を利用して、

また一層の交流を深めていきたいなというふうに思っております。

議長（渡辺新一郎君） 他にご質疑ありますか。櫛島道雄君。

議員（櫛島道雄君） 5ページの4の医業外費用というところで、（4）に雑支出で1億4,700万というちょっと大きな金額なんですけれども、この中の主な内訳を説明をお願いします。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

雑支出の内訳でございますが、消費税の額でございます。この決算については税抜きの決算に当たりまして、それぞれの費用に対する消費税をこちらのほうにまとめて、最終的に計算をして雑支出として消費税を費用化したものでございます。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 櫛島道雄君。

議員（櫛島道雄君） その額は大体どのぐらいですか。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

これがすべて消費税の金額でございます。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 大竹隆一君。

議員（大竹隆一君） それでは1点ほど。

企業債の明細のところ、平成4年、7年、8年の高利のものがあるんですけども、これは借換えということが可能にはならないのかどうか、それを伺います。

議長（渡辺新一郎君） 企画財政課長。

企画財政課長（高柳和浩君） お答えいたします。

企業債につきましては、その明細の中にも59年債借換え、60年度債の借換えというふうにございますが、このそれぞれ借換えを済ませてございます。それ以外のものにつきましては、現状では借換えというところには至っておりませんが、この借換えは今のところできない状況でございます。

議長（渡辺新一郎君） 他に質疑ありますか。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 23年度の決算なんですけれども、管理者のほうから2つに分かれて以来、初めての3条の部分で黒字が出たということなんです。それはいろんな外的な要因やら、皆さんの努力もあったんだと思うんです。率直に申し上げて、与えられた条件の中で大変頑張っていたいただいたということに対して、まず感謝申し上げます。

その上で、27ページの総括の部分なんですけれども、病院機能再整備では、

実現に向けての詳細検討を行っていますというふうに書いてあるんですけども、この辺については23年度、具体的にどのような検討をなさっているのでしょうか。

それともう1点は、全体で3億7,000万を超える3条予算のところでの黒字ということだったんですけども、たしか今年の2月の病院議会では、補正のところでは2,000万弱でしたっけね、記憶が間違っていたらあれなんですけれども、そのくらいの赤字だというふうな見通しだったんですね。それらを相殺すると、4億円余りのいい意味での見込み違いが出るんですけども、せっかくこうして決算をして議会にかけて認定をしてもらわなければならないので、この決算がいろんな部分で次のところに反映されないと、何のための決算議会なんだということになるんだと思うんですね。

したがって、25年度の予算編成にもう入っているんだと思うんですけども、まずはこの23年度の決算、これをベースとして、そして今年度も大分月日がたっていますので、それらのこともきちんと精査をしていただいて、できるだけ精度の高い当初予算を組んでいただきたいという、議会とすればそういう気持ちがあるんですけども、その辺についてどのように対応なさっていたか、このことについてもお伺いいたします。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

まず第1点目でございますけれども、病院機能再整備の実現に向けてということで、23年度の検討の内容につきましてご説明させていただきますが、20年度に策定しました機能再整備基本計画をもとにしまして、結論的には統合したほうがよろしいということで検討してまいりましたが、その具体的な規模等、詳細についてはまだ具体的には検討されておりました。

これにつきましても、構成市町村、あるいは藤岡市とも協議を重ねてまいりましたが、23年度についてはまだそういった詳細については結論は出ておりません。24年度の予算でご承認いただきました今年度病院機能再整備策定基本計画の業務の委託を現在行っておるわけですが、そういった形で今現在進めております。

2点目の予算との乖離についてでございますが、まず、予算を作成する時期としましては、どうしても10月までの収支をベースにしまして、残り5カ月の予算を予想を立てて作成することになります。したがって、収入についてはその実績をベースにして作成しまして、また支出については給与費が大きなものとなりますが、給与費については他に流用することがなかなか難しいということもありまして、少し余裕を持った予算作成というふうになっております。

23年度につきましては、この2月の補正予算で病院についてはマイナス6,800万余りの赤字予算、外来センターについては1,800万円の黒字という予算で、今回の決算については病院については1億9,800万の黒字、また外来センターについては1億5,000万の黒字となっております。

今後につきましては、今後24年度の補正、あるいは25年度の予算ということでお願いするわけですが、今後、極力本決算に近い数字を見込みまして作成をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 他に質疑ありますか。三島久美子君。

議員（三島久美子君） 23年度の決算ということで、23年度における取り組みという意味で質問させていただきます。

今、少子高齢化社会の中で終末医療というのが非常に重要になってきて、いわゆる緩和ケアも含めてターミナルケアが充実した病院というのが非常に評価が高くなって、地域住民はもとより、周辺の方々からも信頼を受けているという現状があるんですけども、当院でもご努力をなさっていることは承知しておるんですが、その辺に対する取り組み、また今後の展望みたいなものをお聞かせいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（渡辺新一郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） お答えいたします。

一つはがん診療に関する終末期です。緩和医療をいかにしていくかということに関して、当院においても緩和ケアチームが結成され、そして個々の患者さんに対してケース・バイ・ケースで対応しているところであります。そのためにはやはり専門家、いわゆる看護師、緩和にかかわる認定看護師等も育成し、その者が中心的に働いているところであります。

ソフトの面ではかなり努力しているところでありますけれども、世の中の動向として環境整備というところが求められております。これはハードにかかわるところもありまして、なかなか十分それに対しておこたえできてないところが現状であります。私たち病院の者は当院の施設、現状の中で対応しているところであります。

今後、将来に向かっては、やはり緩和に対しては独立した病棟であり、あるいは緩和ができるような環境整備、それを病室でも、そういうふうなところが当然求められておりますし、近くの病院では富岡総合病院が非常に先進的に取り組んでおりますし、伊勢崎市民病院もその整備がされております。県立がんセンターも新しくつくっているところかと思えます。これからますます終末期を迎えて、いかに人間らしく尊重した医療をしていくかということが求められ

ております。これは機能再整備と関連して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 三島久美子君。

議員（三島久美子君） 前向きなご答弁ありがとうございました。

いずれにしましても、ハードの整備も非常に重要なんですけれども、まずは今できるソフト面での充実をやっていただきながら、将来的に病院を統合していく中で、現状でちょっとした工夫でそういった病室を確保することができると思いますし、また患者さんも在宅に戻して、最終的にはこの病院でもきちっとケアをしていくような体制づくり、そういったものも最期を迎えるに当たっては重要だと思われますので、今後のご努力を期待いたします。

要望でございます。よろしく申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号、平成23年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第10号

議長（渡辺新一郎君） 日程第12、議案第10号、平成23年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第10号、平成23年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年度は1,055万円の純損失を生じ、1億8,307万円の未処理欠損金を平成24年度に繰り越しました。

しらさぎの里は、平成9年開設以来15年が経過いたしました。この間、藤岡地域の中核的な介護老人保健施設として運営してまいりましたが、ここ数年の介護報酬のマイナス改定等により、厳しい経営状況が続いております。今後は、しらさぎの里が安定的にその役割を果たしていくための方策について、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

なお、本決算につきまして、去る8月20日、小手澤、山田両監査委員の審査をいただいております。

その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦勞いただきましたことに改めて感謝申し上げます、御礼申し上げます。

なお、詳細につきましては、管理課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（五十嵐良宣君） 引き続き、詳細説明をいたします。

まず、利用者の状況についてですが、介護老人保健施設事業において、入所者数は2万6,738人で、1日平均73.1人、短期入所者数は160人で、1日平均0.44人、通所利用者数は延べ1万671人で、1日平均、平日34.6人、土曜で13.1人でありました。

利用者の平均介護度につきましては、入所者、年平均3.2、短期入所者3.0、通所者2.3でありました。

第3条、収益的収入及び支出について、第1款施設運営事業収益の決算額は4億8,197万2,259円となり、前年比132万5,262円の減収で、前年比率は99.7%となりました。

次に、第1款施設運営事業費用においては4億9,252万4,355円で、前年対比627万7,848円の費用減で、前年比率は98.7%となりました。

その結果、1,055万2,096円の当年度純損失を生じました。

なお、細部については、科目別明細で示しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、詳細についての説明を終わらせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） 決算審査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員（小手澤治君） 平成23年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算にかかわる審査の概要と結果について、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月20日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者よ

り審査に付された平成23年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでございます。

また、利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数値と同様でありますので、省略させていただきます。

介護老人保健施設しらさぎの里は、開設以来15年が経過し、地域の中核的な介護保険施設として期待され、多くの人に利用されています。

高齢化社会が進む中、介護保険制度も創立から11年が経過し、介護サービスの多様化、サービスの質の向上など、介護老人保健施設を取り巻く環境は非常に厳しい時代を迎えております。

このような環境下で、しらさぎの里の運営面は引き続き相当厳しいものと予想されます。今後も組合事業として施設運営を続けるのか、運営形態を含めた改善策を検討されたい。

以上、まことに簡単ではございますが、決算審査の概要についての報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（渡辺新一郎君） 決算審査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号、平成23年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後3時02分休憩）

（午後3時13分再開）

議長（渡辺新一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第13 一般質問

議長（渡辺新一郎君） 日程第13、一般質問を行います。

佐藤淳君の質問を行います。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） それでは、さきに通告をいたしました公立藤岡総合病院と附属外来センターの統合についてを議題として質問をさせていただきます。

平成14年に分離して以来、この病院はさまざまな問題点に直面をしながら今日に至っているわけなんですけれども、17年の10月28日に第1回の経営推進会議がスタートしたんですかね。そして、19年の12月18日に第1回の病院機能再整備ワーキンググループがスタートをして、さまざまな議論を重ねてきたんだと思うんですね。

率直に申し上げまして、この結論というんですかね、私はこの病院と附属外来センターを統合するんだという基本方針が定まったというふうに理解をしているんですけれども、改めてお伺いいたしますが、この統合の必要性についてどういうふうにお考えなのか、まず鈴木院長先生にお伺いをいたします。

議長（渡辺新一郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） お答えいたします。

平成14年に附属外来センターが開設され、そして病院は救急と入院治療を主体に行う。附属外来センターは予防医学、健診センターを充実し、それからいわゆる通常の外来、その外来も付加価値のついた外来を行うということで、平成14年度に始まりました。同じ組合立ですけれども、別々の医療機関という中で診療を継続してきたわけでありまして。

当初となぜ統合かと話が変わってきたかこと。統合したほうがいいという結論は平成20年度の機能再整備のまとめで結論を得たわけなんですけれども、1つは大きく変わったのは、医師の供給体制が全く変わったと、激変したということでありまして。2つの医療機関として、独立して運営していくためには、やはりそれぞれの医療機関において十分な医師を確保してこそ実現可能であるわけです。それが、新医師臨床研修制度が平成16年に始まって、全く激変したというところが1つの大きな理由になろうかと思えます。

それから、平成20年度の統合するほうがいいということは、やはり二重投資、それを避けていくためには、非常に赤字で苦しんでおりましたので、将来存続させるためには二重投資を避けていくほうがスリムになってむだが省けるということであったかと思えます。そういうことで、当初の見込みとは全くかけ離れた形で経過したところでありまして。

なぜ統合が必要かと、これは一番の問題は医師のマンパワーを十分に生かす

というために、そのためには統合するべきであろうと私は考えております。特に、入院棟で入院医療を支える医師に非常に負荷がかかってしまっていると、当初のときは二股かけて診療するということは余り考えておりませんでした。

しかし、やはり外来センターも有効に外来を維持するためには、すべての医師が外来診療にかかわるといふような体制を組まざるを得ない。特に、入院棟で入院治療を支える医師にとって、離れたところで外来診療をするということは非常なストレスになると。

特に一番極端に出てくるところは、やはり少数の診療科においては、たかが1.7キロといっても、非常な負荷になります。病棟で急変があっても、直ちに駆けつけられるわけではありません。起きなくても、常にそういうときどういふふうに対応するか、そういうような中で、綱渡りのような状況で現在に至っているわけです。

外来診療しながら、また入院医療も行うという体制を続ける限りにおいては、一体型であるほうが医師は非常に働きやすいと。これに関しては、すべての医師が、毎年、当院の医師に対してヒアリングすると、診療しやすい体制にしてほしいという要望をしております。

また、病院を訪れる外部の医師から、よくやっていきますなということを感じられるか、どうなっているんですかというような感触で言われているのが現状であります。

それからもう1つ、医師だけが二股をかけているという現状であります。ほかの職種については二股をかけるということではなくて、おのおののホームグラウンドで業務をするということができております。

それから、2番目については、これは診療報酬改定等、いろいろな医療環境の変わる中で、施設基準のハードルが非常に高度になり、厳格化してきております。それに対して対応するためには、やはり一体化したほうがいいと。保険診療上の付加価値を高めるためには施設基準がきつくなります。そして、そのとき医師にとっては、常勤であるということも1つの条件になります。

外来、特にいろんな資格を持っている者というのは、中堅以上のクラスの医師が専門医を持っているわけですが、そういう医師が通常ですと、外来にある程度重きをなしながら入院医療も支えるというのが現状なんですけれども、その際に外来診療を多く行えば、非常勤医師となってしまいます。非常勤医師が幾ら資格を持っていても、施設基準としては通らないということになります。そのように施設基準は、保険診療上のハードルがあるということ。

それから、もう1つは若い医師が当院において診療するということは、専門医を取得する際の1つの履歴として、経験した症例を受験資格に登録できるということがあります。学会認定の際も、常勤医である専門医がいることが専門

医師研修施設としての認定になります。そこが専門医を持っている者が非常勤であるという、なかなか学会認定の施設基準を通すことが難しくなっています。これも最近どんどんますます厳格化されてきて、過去においてはそれほど厳しいこと言わなかったんですけども、厳しく見られるようになってきています。そういうことでいろいろな施設基準、保険診療上の施設基準、それから学会認定の専門医の認定施設、そういうものをクリアしていくためには、一番いろいろ資格を持った人間が外来にかかわりながら入院もかかわるということで、余り束縛されずに診療できるという体制をつくるためには一体化が必要であるということでもあります。

それを何とか現在は基準を変えながらクリアしているところであります。それが結果として、同じクラスの病床規模の病院においては、常勤医が非常に少ない病院と。非常勤医師が非常に多いという現状を招いております。

臨床研修制度については、研修医の指導医は、常勤であることが要件になります。なかなか、指導医の資格はあるが、正式に指導医になることはできないというジレンマがあります。

それから、あともう1つは、医療の内容では入院治療が、外来診療の中で治療していく方向にシフトしてきております。そういう中で、特にがん診療での化学療法、入院化学療法から外来の化学療法に重きを増していつているわけです。そういう中で、一貫性を保っていくためには、やはり一体型のほうがいいだろうということでもあります。

それからもう1つは、医療ニーズに適応したハードの必要性ということでもあります。それは当院は地域医療支援病院となって医療にかかわる人たちの研修の場を提供しているわけですけども、教育研修機能をより高めていくために、スペースが限界の状態にあるということです。

災害ともいえますけれども、感染症のパンデミックに対し、あるいは広域災害に対して、本当に起きたとき、果たしてどこまで当院が災害拠点病院として対応できるかという、非常に厳しいところがあります。対応していくためには、統合するべきであろうということでもあります。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 次に、同じ質問なんですけれども、非常にスタッフの多い、看護部の責任者である看護部長さんにも、統合の必要性についてどのようなお考えがあるかをお聞きいたします。

議長（渡辺新一郎君） 看護部長。

看護部長（五十嵐克子君） お答えいたします。

それでは、看護師の立場から統合の必要性についてご説明させていただきます。

す。

現在は7対1入院基本料の基準は満たしておりますけれども、1看護単位35床の病床数は非常に非効率な看護要員配置となっています。そのためにマンパワーが最大限に発揮できていないのが現状です。

そのような中で、病床の機能分化をより一層推進するという観点から、厚労省のほうでは7対1入院基本料の算定要件の基準を見直し、今後さらに厳しくしていくことが予想されています。

統合することによって、病床の再編を行い、1看護単位の病床数は増やして、そして看護単位をスリム化することで柔軟に対応できる看護体制が確保できます。効率的な病棟運営が可能となりますので、診療報酬の変更や改定等に一喜一憂することなく、効率的な病棟運営ができるということで、非常に管理も運用もやりやすくなると思っております。

そのような管理が効率的に行えるということは、人的資源、特に先ほど来お話にも出ておりましたが、認定看護師や資格取得者の能力、専門性を最大限に生かした配置が可能となりますので、今後は外来と入院棟が一体になれば、その看護師が行き来をすることによって、看護の専門外来がさらに充実してきます。外来通院時には入院時に関っていた看護師が全面的に専門外来で支援できると、不安なく在宅でも生活ができるというようなところも、患者様の安心感にもつながると思っております。

特に、看護師の役割が拡大されてくると、医療や看護の質の向上はもちろんですが、医師の負担軽減にもつながります。看護サービスの向上につながると、患者満足度がさらに向上し、患者満足度が向上すると私たち看護師はもっと一生懸命やろうとか、自分のやりたいこと、能力が発揮できているということがやりがいにもつながると思っております。そうすると、病院全体が職員がやりがいを持って働ける場所、活気がある職場となり、それが看護学生にとっても、また地域住民にも、さらに医師、看護師、地域住民から選ばれる病院づくりにつながり、大事な部分だと私は思っております。

ぜひ地域住民に信頼される医療が提供できる病院づくりに向けて、この統合の必要性についてご理解していただいて、ご審議をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 次に、事務方のほうはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

病院長、看護部長と重複する部分がありますが、やはり入院機能と外来機能

が分離していることに対しての問題点としては、大きく3つあると思います。

第1番目といたしましては、医療資源である人的資源、そして物的資源が分散されているということだと思います。中でも、先ほど院長のほうから話があったように、医師について両方に分散されてしまうことによりまして、そのマンパワーが最大限に発揮できていないという状況でございます。

また、共用可能な医療機器の二重設置、そういったことで費用の増加にもつながっておりますので、統合することによりまして、医療機器の集約化が図れると思われまます。

2番目といたしましては、現在、入院等では震災や新型インフルエンザに対応できる設備は十分とは言えません。これを統合することによりまして、震災等に対応できる施設づくりが可能となります。また、先ほど看護部長もお話ししたように、効率的な看護単位への病棟改編についても可能となり、看護師の配置も効果的に行われるという利点もございます。

それから、3番目といたしましては、症状によりまして、患者自身がどちらへ行くべきか判断に戸惑う場合がございます。そういったこともありまして、統合することによりまして、その不安も解消されるというふうに思っております。

このように地域住民に信頼される医療が提供できる病院づくりが可能になりますので、入院棟と附属外来センターを再統合いたしまして、一体的な病院としての機能再整備が必要であるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） いろいろ理由を述べていただきました。私は市民の立場から、先生が今、外来センターと入院病棟二股かけているのは医師だけだというお話ですが、もう一方いるんですね、一方というか、市民も二股をかけている。ぜひこのことを忘れないでいただきたい。

したがって、最終的には市民に信頼される病院、この部分をどういうふうに具現化していくかということが非常に大事な問題だと思っておりますけれども、今、病院長、そして看護部長さん、それから事務方の統合に向けての必要性を述べていただきました。その上で、管理者としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（渡辺新一郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） それぞれ病院長、看護部長、また事務方のほうから必要性についての議論がございました。私の立場は、逆に二重人格といたら変なんですけれども、病院の管理者と負担金を出す行政の立場との両方がございますので、市長としての立場ということも踏まえて統合の必要性についても常に考えてい

るところでございます。

そして、病院長、看護部長の言葉に逆にちょっとなかった言葉、我々行政の立場からしますと、患者さんに一番優しいとか、患者さんにとって不安のない病院でなければいけないと。市民全体の安心のためという言葉ではくくれるんですけれども、やはり一番大事なのは、病気、けがをされたそういった方たちの戸惑いや不安、これを解消するというのが一番大きな問題になってくるんだろうなというふうに思っております。

統合の必要性ということについては、私も全くそういった方向性で考えるべきだということを前にも申し上げておりますけれども、先ほど三島議員さんの決算でのご質疑の中で、ぜひ進めてほしいという言葉もいただきました。我々藤岡市の立場からしますと、今後、病院の中でこんな病院をつくるという青写真を見せられて、その中でどういう病院についてどういう負担が生じていくんだという議論をしっかりと詰めていきたいというふうに思っております。そういうところでは、神流町、上野村、高崎市、それぞれの地域の行政の皆さんにもしっかりと議論いただく中で、ご理解いただき、早い段階でいい方向性を見出していきたいというふうに私は考えております。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 若干ニュアンスが違うんですかね。でも、最終的には統合に向けてすべきだというふうに理解ができるんですけれども、そこで先ほども申しあげましたように、経営推進会議だとか、あるいは再整備検討ワーキンググループだとかで、他市町村ともそれなりの議論は交わしてきたわけですね。20年の12月に基本計画を策定しました。

先ほどの決算のところ、23年度は何をなさったんですかというところで、余り具体的な答えが出てこなかったんですけれども、本年度2,000万円の予算を計上して、俗に言う管理者の言葉を借りると青写真ということなんですかね。その辺が具体的にどこまで進んでいるのか、その辺の進捗状況について説明をしていただきたいと思います。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

統合に向けてでございますが、進捗状況についてなんですが、まず段階として計画の策定、それから基本設計、実施設計、建設という過程がございます。現在、計画について院内で検討し、構成市町村と協議しながら策定を進めているところでございます。

これが、先ほど議員さんからご指摘にありました今年度予算2,000万円を計上いたしまして、その2,000万円の中で大まかな規模等ができていか

ないと、なかなか構成市町村に対しての説明もそうですし、あるいは県、あるいは国のほうにも説明がなかなかできません。

そういった形で、今現在、病院の中で計画策定委員会、あるいはその下の部署でその部門ごとのワーキンググループというものをつくりまして検討してまいっております。それをもとにして、規模、それからその収支計画も含めて計画書の策定に現在取り組んでいる最中でございます。今年度中には当然計画を策定しまして、来年度については基本設計に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、実施設計、建設に向けては、やはり解決しなければならない課題も非常に多いと思います。それらを解決した上で、その過程に進んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 今年度については基本計画の策定というんですかね。当然、その青写真描いているわけですよ。そうすると、藤岡市議会の中でも質問したんですけれども、具体的に病院の意向、例えば予算はおおむねこのくらいでいきたいんだとか、あるいはベッドの数はこのくらいでいきたいんだとか、あるいは、特に市長さんがおっしゃるような市民にとってどういう病院のあり方が、という部分も、じゃその基本計画というんですかね、基本構想というんですかね、その中にどういうふうに入れてくださいというふうにお願いをしたのか、私は当然そのことが先がないと、ただ絵をかいてくださいよと言われても、コンサルのほうはなかなかそのようにはいかないんだと思うんですね。基本的なことはきちんと管理者がこういうことと言わないと、なかなかそれは前に進まないんだと思うんですけれども、その辺について、基本計画の策定中ですから、なかなか言えない部分もあるんでしょうけれども、問題のない範囲で今言ったようなことについては基本的にこういうふうを考えていますというものがあれば、お示しをしていただきたいと思います。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

ただいまの質問に対してなんですが、今現在、この計画を策定中ではありますが、まだこれからさまざまな視点の中、あるいは意見をもちまして変わってくる部分というのはあると思うんですが、まず病院の規模については、今現在病床数については395床ございます。

ただ平均患者数については、大体315人前後でございますが、そのところを含めまして、この地域にとっては感染症病棟、それからあるいは人間ドックも含めまして350床程度あればいいのではないかとというようなところで計

画を進めております。

また、規模については、当然その350床をベースにしまして、面積、規模を検討しておるところです。大体2万平米から2万3,000平米というようなところまでは今出ておりますけれども、詳細についてはまだ具体的な部分の中身の細かい確認については今後検討しなければならないかなというふうに思っております。

現在、検討している中、またそれに基づいて収支計画をこれからも作成して、今後経営が成り立っていくかどうかと、その規模にあわせた形の収支が成り立っていくかどうかということも含めて、今後も検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） わかりました。2万平米とか、2万何千平米とかというんですけれども、何階建てだよと言ってくれると非常にわかりやすいんですけれども、それはそれとしてよく中身を検討していただきたいというふうに思いますが、時間の関係で次の質問に行きますけれども、統合するに当たって、大きな問題から小さな問題まであるんだと思うんですね。クリアしていかなきゃならない問題が。だからその辺を、大きな問題は何と何と何があるんだというふうに病院側は考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

統合に向けて解決すべき課題は、大きく3つございます。

1点目については、どのような機能を備えた病院であるかということでございます。地域の皆様方に信頼される医療が提供できる病院づくりに向けて、これは十分な今後も検討が必要であるというふうに考えております。

2点目といたしましては、統合した病院が経営上成り立つかどうかということでございます。過大な投資を避けまして、身の丈に合った施設を整備することで統合の後も健全な経営が成り立つよう検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

3点目といたしましては、入院棟のこの跡地をどのように利用するかということだと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 私は跡地利用は一致しているんですね。もう1つは、財政的な問題、これも経営上成り立つかという部分とラップするんでしょうけれども、もう1つは、一部事務組合、組合立の病院ですから、構成をする市町村の理解がどう

いう形で得られるか。このことをきちんと各市町村と調整をしていかなければならないんだと思うんです。私はこの部分が少し問題なのかなというふうに考えているんですけども、こんなこと言うとあれなんでしょうけれども、前の副管理者だった高崎の市長さんはある意味では、皆さんもこの議会で聞いていたんでしょうから、これ以上高崎市としてはこの病院にお世話にならなくてもいいんだというふうな発言もしています。それぞれがそれぞれの自治体でこの病院に対しての考え方があるんでしょう。

したがって、この部分をどういうふうに理解を得ながら、基本的にはこの藤岡市民、そしてこの地域の住民の皆さんに信頼される病院にしていくかということも大きな問題だというふうに思っているんですけども、具体的に財政的な問題については、たしか市長さんの以前の発言ですと、この部分はきちんと藤岡市のほうで、場合によっては係まで設置してでもというふうな答弁もあったんですけども、それぞれの今言われた機能上の問題、それから経営上の問題、跡地利用の問題、そして構成する市町村との調整、この辺を難しいんでしょうけれども、どんなふうな形で今後進めていくというふうにお考えなんですか。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

財政面、特にこれは構成市町村にとってやはり一番大きな問題であるというふうに考えております。これにつきましても、先ほどお答えした収支計画をもちまして、今後特に藤岡市は負担率90%ございますので、その負担金が、どのように推移していくかというところが、高崎市、神流町、上野村についても同様ですけども、それが大きな部分であるというふうに思っております。

今回、24年度につきましても、コンサル会社と5月の末に委託契約をしまして、その間、藤岡市とは3回、構成市町村にも3回ほど進捗状況をご説明させていただいております。その中で、収支、あるいはその負担金の推移についても当然検討していくということなんですが、これについては詳細な部分がまだまだできておりませんので、今後詳細な推移、あるいは金額というものを明示する中で、その状況に合わせて説明をしていき、理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 私は余り財政的な問題、難しく考えていません。率直に言って、それぞれの市町村が病院のほうへ繰り出しますね。藤岡市の企画部の財政課のほうから資料をいただいていると、22年度は藤岡市は総計で6億3,525万9,000円支出しているんですね。じゃ交付税の基準財政需要額に幾ら算定

されたんだということになりますと、6億5,155万2,000円なんですよ。繰り出している金額よりも、交付税に算定されている。それから23年度も繰出金が7億815万7,000円のところ、交付税措置されているものが7億2万5,000円なんですよ。

それと償還のところ、企業債の償還のところをみますと、これ病院からもらった資料なんでちょっと一、二年前の資料だと思うんですけども、償還表をみますと、元利合計で、ピーク時が今年度になるんですかね。7億600万ほど。25年が6億200万、26年が5億6,900万、27年度になると4億1,000万なんですよ。28年度になると、2億1,900万円です。

だから、ピーク時から見ると5億円ぐらい、いわゆる企業債の償還の負担が5億円ぐらい低くなりますから。そういう意味で、私は財政的なことは余り心配はしていないんですけども、いろんな意味で、そういうことも踏まえてよく検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、なかなかお答えいただけないんですけども、構成市町村との調整、これは病院がやるんでしょうかね。それとも、藤岡市の企画部を中心にやるんでしょうか。どちらなんでしょう。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

その調整ということでございますけれども、病院の今の進捗状況、あるいはどういう計画であるかということに関しては、やはり病院のほうから構成市町村のほうに声をかけて集まっていたいただいて説明をしていくということに今後ともなると思われます。

ただ、その中でさまざまな状況、病院だけでは解決できないものというものが、あるいは発生した場合については、藤岡市、構成市町村の主たる藤岡市の主導の中、話し合いをしていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 基本的には、今、皆さんがおっしゃったようにきちんと病院は病院としてそれを構成する市町村とよく調整をしていただく、そしておっしゃったように藤岡市が90%を負担している病院ですから、ある意味では藤岡市に大きな責任があるというふうにも考えますので、ぜひその辺はよく病院と藤岡市を中心として構成する市町村ときちんと率直な意見交換をしていただいて、よりよい方向に進んでいただけるように、ぜひともその辺のことについては努力をしていただきたいというふうに思います。

これちょっとここで質問していいのかわからないんですけども、通告した4番のところで、私は鬼石病院との関係についてということを通告したんですね。鬼石病院は組合立ではありません。藤岡市が経営している病院ですから、ここは組合立ですから、鬼石病院のことについて余り突っ込んだ話はしませんけれども、ここは急性期病院のために療養型のベッドを持っている鬼石病院と病病連携というんですかね、そういった非常に親密な関係だということなんですが、これもちょっと私は非常に憂いているんですけども、過日の藤岡市の決算議会で、今、群大のほうから医師が派遣されているんですけども、この先生方が大学へ戻る、あるいは開業するということになる、群大は補充はしません、その時点で補充はしませんとはっきりおっしゃっていますね。医療圏の人口が半減しているような状況が発生していると。

私は、そんなに遠からず、この92床もある病院があそこで成立するのかという心配もしているんですけども、先ほども申し上げましたように、それは藤岡市民、あるいは神流町のほうからも当然鬼石病院のほうに患者さんが来るわけですから、この辺の問題もきちんとどういうふうに対応していくかということも考えていかなければならない問題だというふうに認識をしているんですけども、どのように認識していますか。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

鬼石病院との関係なんです、今、議員さんのご指摘のとおり、当院は2市1町1村で構成されている一部事務組合立の病院で、藤岡市立病院である鬼石病院とは経営主体が異なっております。

しかしながら、いずれにしても開設者は藤岡市長でありまして、いわば兄弟のような関係もある中で、これも指摘があったと思うんですが、当院は急性期医療、鬼石病院は慢性期医療を担っておるわけです。病病連携という言葉がございましたけれども、やはり鬼石病院は急性期医療が終了した当院の患者の受け入れ先となるということで、当院の後方支援病院として非常に連携を深めている現状であります。

さらに、職員間においても連携を深めるために、事務部門では人事交流を以前から実施しております。そういった中、今後もやはり鬼石病院との関係というものは継続していくものというふうに病院としては考えております。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） どういう形であれ、地域にとって病院というのは非常に大事なことです。ぜひきちんと知恵を出して、この地域の住民が困らないようにしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど25年度には基本計画の策定だとかといろいろ言っているんですけども、冒頭述べたように、17年のころから、私に言わせれば14年の分離したときから、そういう中でどういう形がこの地域の住民にとって信頼される病院なんだということの議論はずっとしているわけですよ。

したがって、具体的には経営推進会議だとかワーキンググループだとか、いろんなところでかなり長い時間、17年ですからもう何年やっているんですか。ようやく統合しましょう、それは20年の12月の再整備基本計画策定のところで統合しましょうとは言ってないんだよね。統合に向けての議論をすると書いてある。

しかし、大体その後の流れ、いろんな関係で、藤岡市長さんもおっしゃったように、基本的には統合だということは理解をしてくれているんだと思うんですね。じゃどんな程度のスピードでやっていくのかというと、私が見ている感じではかなりスローダウンしているんだなという印象を受けざるを得ません。したがって、これだれが答弁できるかわかりませんが、いわゆる今後のスケジュール的な問題、それはそのとおりに当然いかないんだと思うんです。遅くなるかもしれませんが、場合によっては早くなる可能性だってあるわけですから、基本的にどんなスケジュールでこの統合問題に対して結論を出していくのか、その辺について答弁ができる方がいたら答弁をしていただきたいと思っています。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

今年度につきましては、先ほどご説明させていただいた計画策定に取り組んでおりまして、来年度は基本設計に取り組んでいく予定であります。しかしながら、実施設計以降の過程については、先ほどお答えしたとおりに、さまざまな課題等、解決しなければ進めていくことは非常に困難であるというふうには認識しております。

今後、計画策定、そして基本設計に取り組んでいく中で、構成市町村、そして県との協議、あるいは医師会との意見交換等を行って、この課題の解決に向けて今後努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） そうすると、あと何年後になるんですかね。なかなか竹を割ったようなわけにはいかないのは理解しているんですけども、事務方の方はなかなかその辺は答弁しにくいんでしょうけれども、今のスケジュールみたいなものを聞いて、管理者としては大体あと何年をめどに、めどで仕方がないんだと思うんだよね、いついっかにやりますというふうにはなかなかお答えにくいんで

しょうから、いろんな調整をしなくちゃならない。当然のことながら、基本設計やら実施設計をする中で、財政的な問題だとか、それから跡地医療の問題だとか、構成市町村の理解だとか、当然これと並行してやっていただかないといつまでたっても遅々として進まないということになる。

管理者に最後にお伺いしますが、この辺の今後のスケジュールというんですかね、この辺を基本的なところでどのようにお考えでしょうか。

議長（渡辺新一郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） スケジュールのめどということなんですけれども、やはりまだ数字を挙げていつまでにというわけにはいかないと。ここの総合病院は、何度も出ているように組合立でございます。宮前副管理者、また上野村、高崎市のそれぞれの皆さんともしっかりと議論しなければどうにも進まないわけでございますので、いろんなそういった今のデータ出てきたときに、またそれぞれ藤岡、高崎、神流町、上野村、それぞれの職員も打ち合わせが当然病院が呼びかけるでしょう。

また、私のほうもそれぞれの首長さんに集まっていただいて、この問題についての議論をしなければいけないというふうに思っておりますが、やはりどんな病院をつくるんだという今の基本計画、またそれを見させていただきながら、跡地計画も至急に考えていかなければいけないし、それぞれの首長さんの大きなご理解をいただくところも当然あります。それは今の入院棟のほうの償還の問題も当然出てきますので、そういったことも含めてしっかりと議論していこうというふうに思っております。数字を挙げていつまでにというわけにはまだいかないというふうに思っております。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） なかなかいつ聞いても具体的にお答えをしていただけないんですが、市民の立場からすれば、私10年この病院の議員しているんですね。したがって、いろんな苦情も来ます。相談事も来ます。要望も来ます。いずれにしても、私はさまざまな問題点があるのは承知している。したがって、この問題点をいたずらに時間をかけるんじゃなくて、積極的にこの問題をクリアする努力をしていただいて、できるだけ早くこの地域の住民のために統合をしていただきたい、このことを強く要望して質問を終わります。

議長（渡辺新一郎君） 以上で、佐藤淳君の質問を終わります。

以上で、通告のありました質問は終了いたしました。

字句の整理の件

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきまして

は、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

管理者あいさつ

議長（渡辺新一郎君） この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者（新井利明君） 平成24年第2回組合議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議の上、ご決定いただきまして、まことにありがとうございました。

今後も病院の健全経営、また地域連携の充実を図りつつ、地域から信頼される病院づくりにより一層の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

また、最後になりますが、議員におかれましては、これから寒い季節を迎えます。お体をご自愛いただき、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

閉会

議長（渡辺新一郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成24年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午後4時06分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 渡 辺 新 一 郎

署名議員 大久保 協 城

署名議員 宮 前 俊 秀